

(仮称) SVH 千里丘新築工事に係る  
環境影響評価

事後調査報告書 (工事中)  
(令和 2 年度～令和 3 年度版)

令和 4 年 3 月

株式会社 ビバホーム

## 目 次

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名.....	1
2 事業者の環境に対する取組方針.....	2
(1) 事業者の環境への取組.....	2
(2) 環境推進体制.....	3
3 事業の名称及び内容.....	4
(1) 事業の名称.....	4
(2) 事業の実施場所.....	4
(3) 事業計画の概要.....	4
(4) 工事工程.....	13
(5) 施設の供用開始時期.....	13
4 当該事業における環境に対する取組方針.....	14
5 事後調査の結果.....	15
(1) 事後調査の目的.....	15
(2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期.....	15
(3) 事後調査の内容.....	16
(4) 事後調査の結果.....	21
6 まとめ.....	40
(1) 大気汚染.....	40
(2) 騒音・振動.....	40
(3) 環境保全措置.....	41
(4) その他.....	41
7 当該事業における環境取組の実施状況.....	42
8 委託先の名称等.....	54

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 株式会社ビバホーム

代表者氏名 : 代表取締役社長兼 CEO 坂本 晴彦

主たる事務所の所在地 : 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1 丁目 13 番 1 号

## 2 事業者の環境に対する取組方針※

### (1) 事業者の環境への取組

事業者の環境への取組は、以下のとおりである。

ビバホームは、2017年2月21日に環境マネジメントシステムの新規格である「ISO14001:2015」の認証を、本社にて取得しました。

ISO14001とは、国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントの国際規格であり、組織がISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項(要求事項)が盛り込まれています。

当社では、このマネジメントシステムに則り、本社部門を対象として2016年4月より、システムの構築に取り組んで参りました。

この度その活動の成果として、第三者機関(審査登録機関)の審査を受けた結果、当社の環境マネジメントシステムが、国際規格の要求事項を満たすものとして、ISO14001:2015認証企業として登録されました。

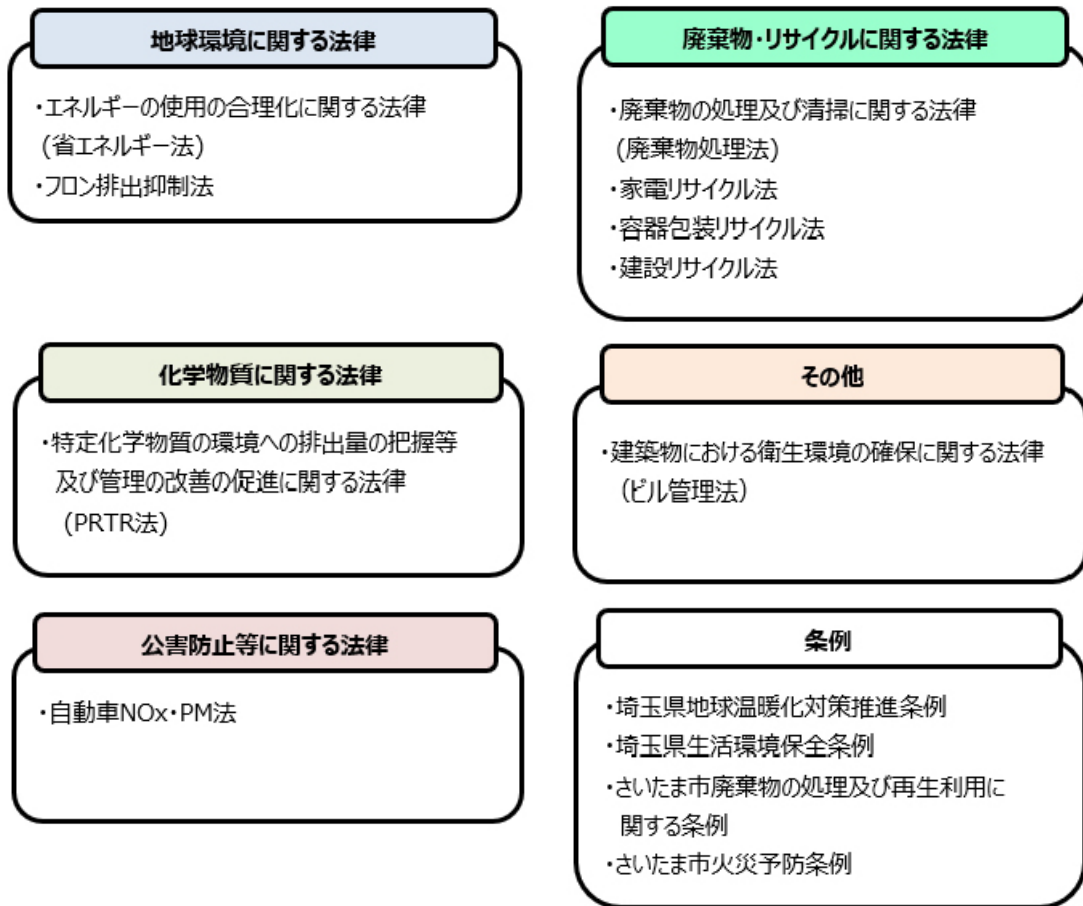
今後は、今まで以上に環境に配慮した事業活動を展開し、低炭素社会の実現に貢献するとともに、「地球環境・地域社会・人にやさしい会社」を目指して参ります。

#### < 認証登録の概要 >

審査登録機関	一般社団法人 日本能率協会審査登録センター (JMAQA)
適用規格	JISQ14001:2015 / ISO14001:2015
登録証番号	JMAQA-E924
登録範囲	住生活関連商品の販売・修理・取り付けサービス並びに住宅リフォーム施工に係わる管理業務
登録事業所	株式会社ビバホーム 本社 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号
登録日	2017年2月21日 (有効期限: 2023年2月20日)

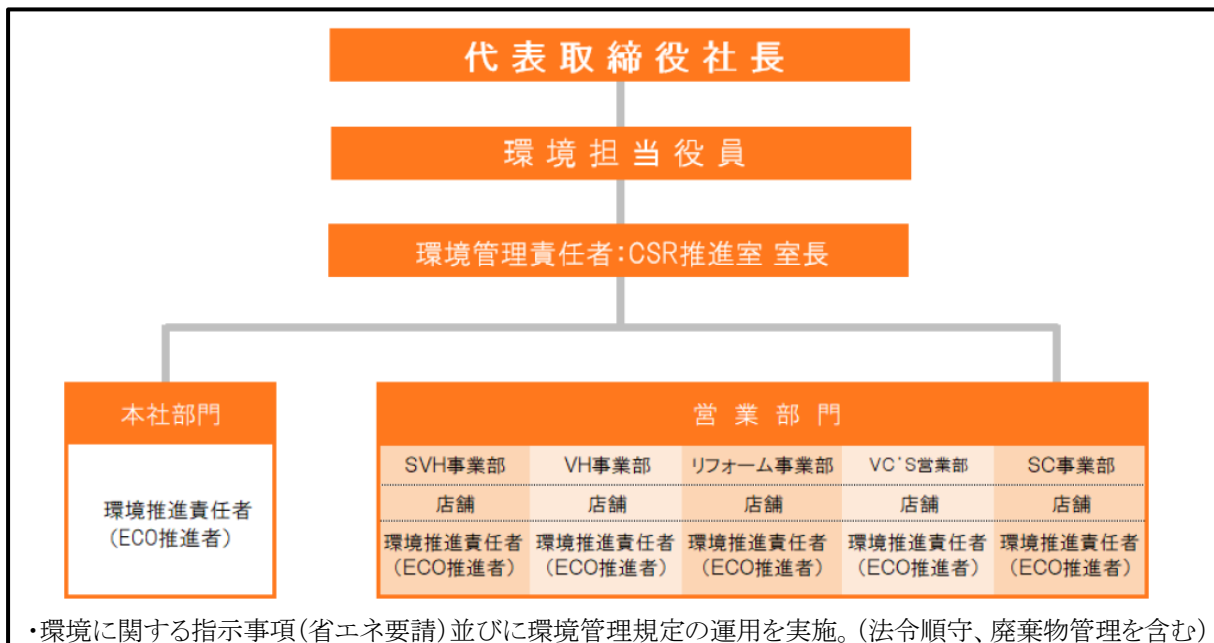
※ 事業者の名称(商号)変更(旧商号:株式会社LIXILビバ、変更日:令和2年11月10日)に伴い、「(仮称)SVH千里丘新築工事に係る環境影響評価書」(令和2年8月、株式会社LIXILビバ)(以下、「評価書」という。)から、事業者の環境に対する取組方針が変更となっている。

順守義務 評価結果



毎年（年1回）、ビバホーム本社において順守すべき法令や条例等がきちんと守られているか義務事項を特定・リスト化し、遵守（適合）しているかを確認しております。また、特定された義務事項は、WEBサイトへのアクセス、外部専門機関、行政窓口からの情報入手などによって最新化を図っております。

(2) 環境推進体制



### 3 事業の名称及び内容

#### (1) 事業の名称

(仮称) SVH 千里丘新築工事

#### (2) 事業の実施場所

吹田市千里丘北 311-1 外 (図 3-1 参照)

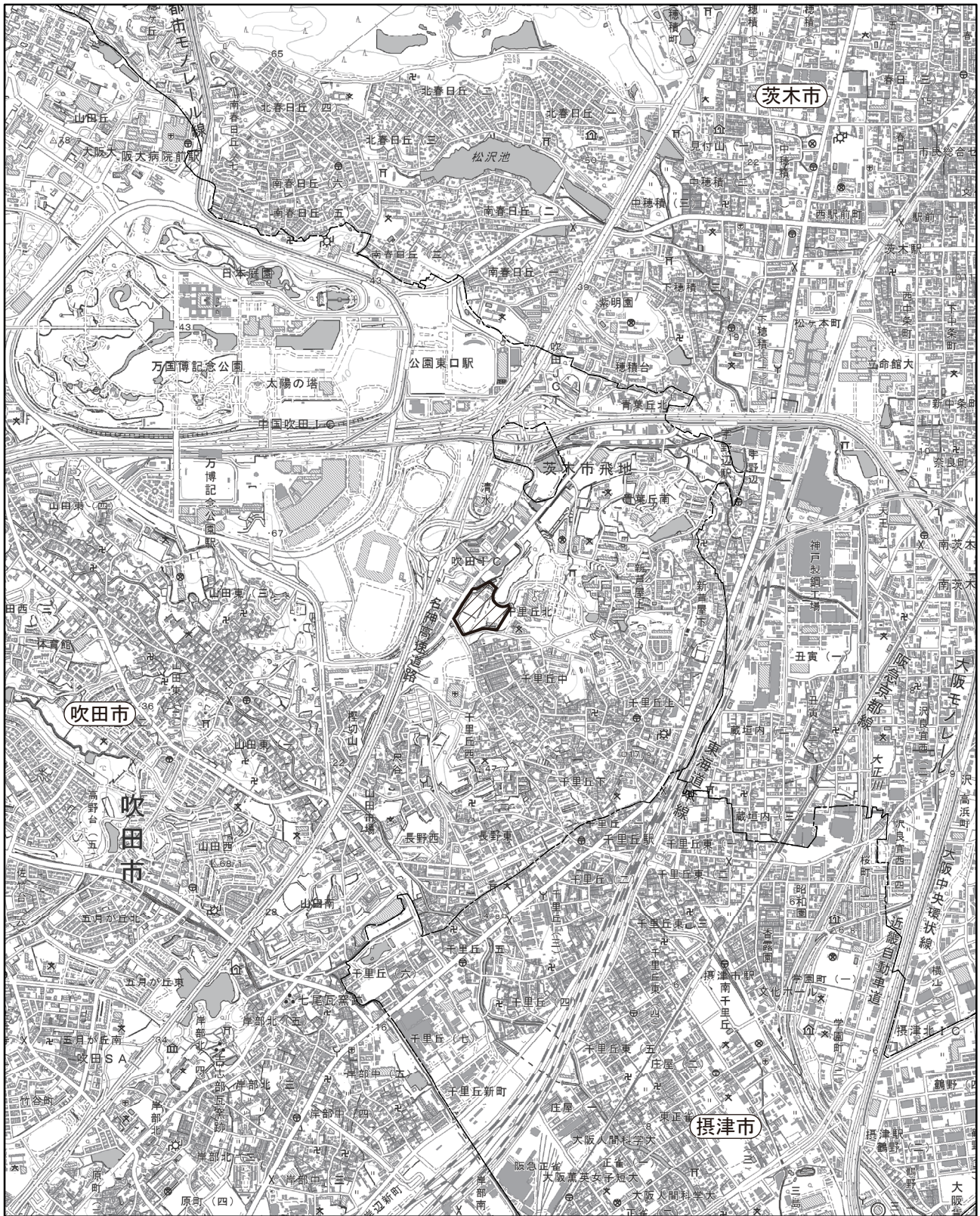
#### (3) 事業計画の概要

本事業は「商業施設の建設」であり、ミリカゴルフセンター及び MBS 毎日放送千里丘ミリカセンターの跡地に、ホームセンターとこれに付随する駐車場を建設し運営するものである。想定利用客数は、休日 1 日 (平均的な休日) 当たり約 8,500 人を想定している。


土地利用計画は、表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備考
施設棟	13,380.50	41.5	
駐車場	2,395.84	7.4	
駐輪場	431.40	1.4	
緑地	8,333.29	25.9	
広場・通路・車路等	7,684.94	23.8	
合計	32,225.97	100.0	



凡例

 事業計画地

--- 市境界



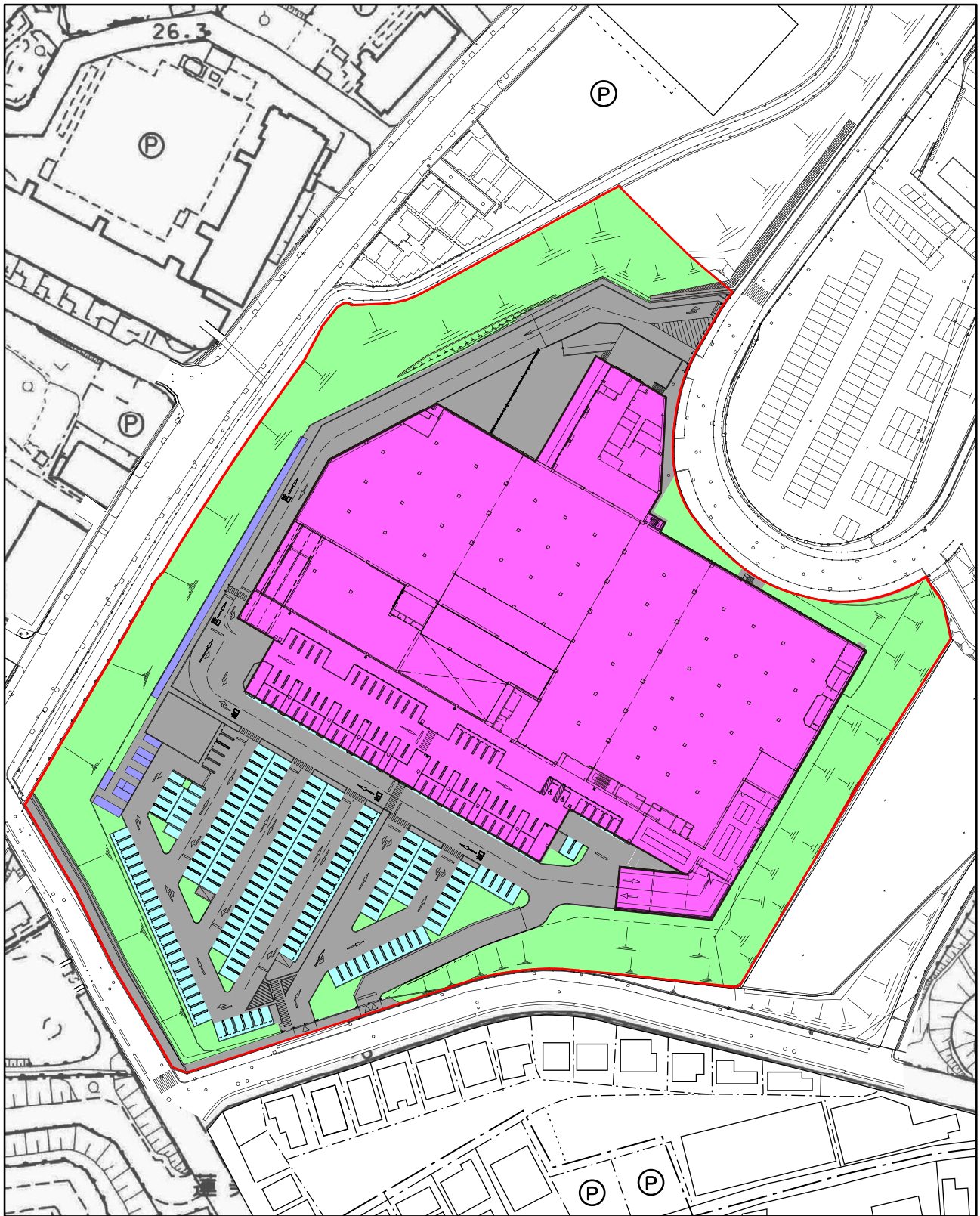
Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



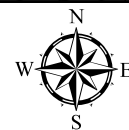
図3-1 事業計画地の位置

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。



凡 例

- ⬮ 事業計画地
- 建築物
- 駐車場
- 駐輪場
- 緑地
- 広場・通路・車路等



Scale 1:1,500

0 20 40 60 80m



図3-2 土地利用計画図



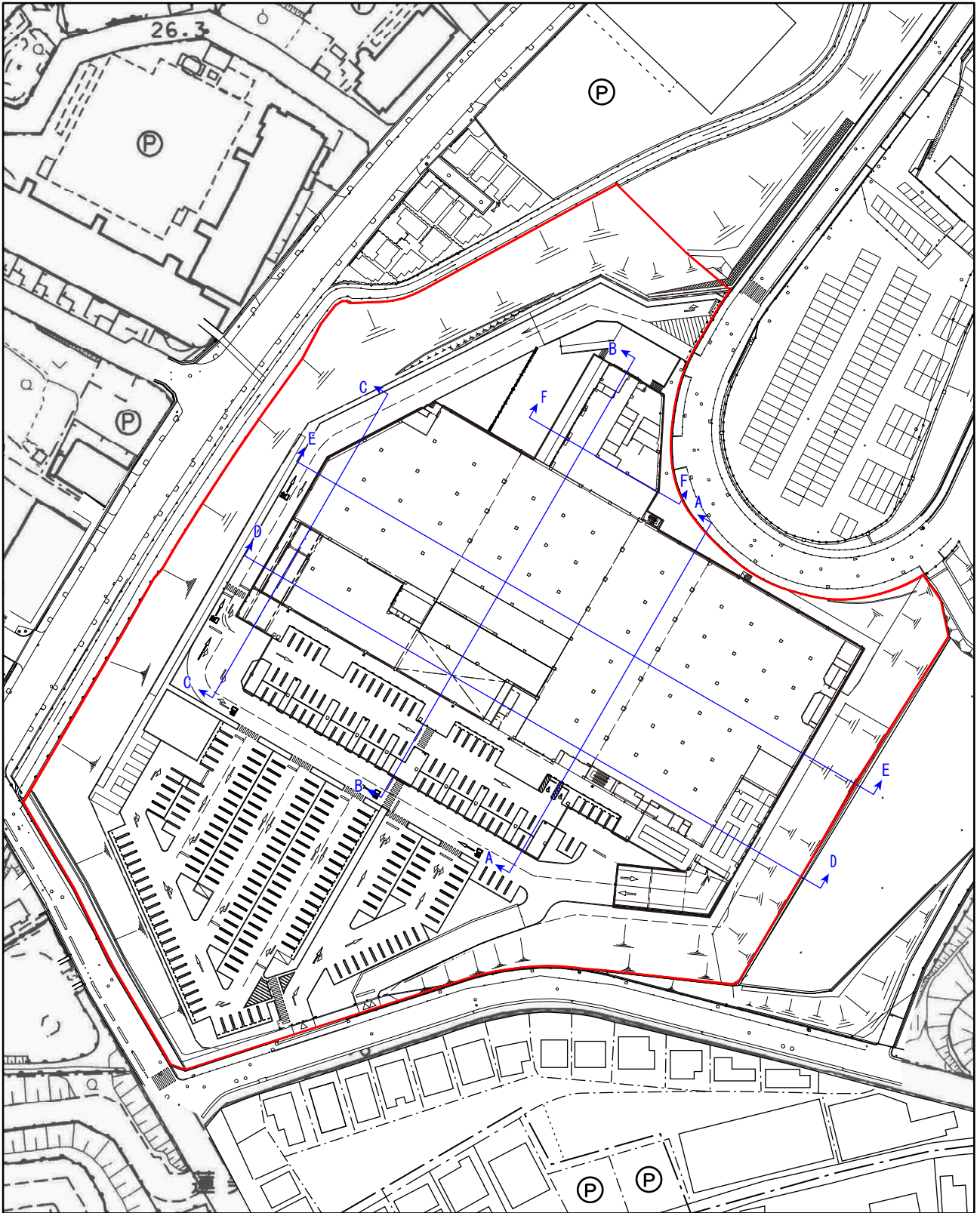
建築物の概要は、表 3-2 に示すとおりである。

建築面積及び延べ床面積は、それぞれ 12,735.38m<sup>2</sup> 及び 12,796.53m<sup>2</sup> である。


建築物の平面図、断面図、立面図は、図 3-3～図 3-5 に示すとおりである。

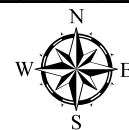
表 3-2 建築計画の概要

建物用途	物販店舗（ホームセンター）
建物構造	鉄骨造
建築面積	12,735.38m <sup>2</sup>
建ぺい率	40.97%
延べ床面積	12,796.53m <sup>2</sup>
容積率	32.75%
店舗面積	9,969.29m <sup>2</sup>
建物高さ	11.95m (ただし、塔屋看板を含めた最大高さは約 20m)
階数	地上 1 階
駐車場台数	533 台
駐輪場台数	300 台



凡例

 事業計画地



Scale 1:1,500

0 20 40 60 80m



图3-3 建築物平面図

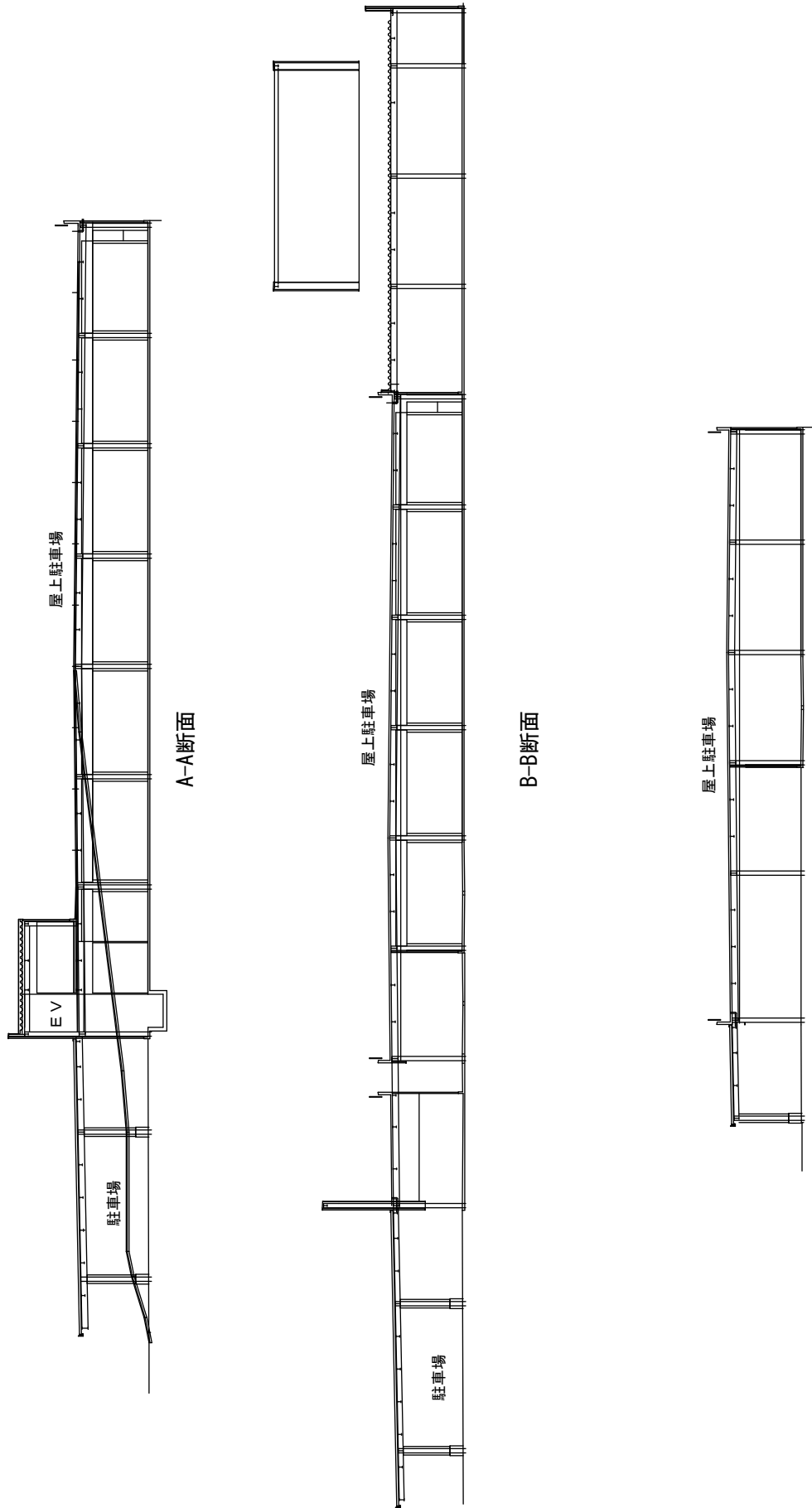
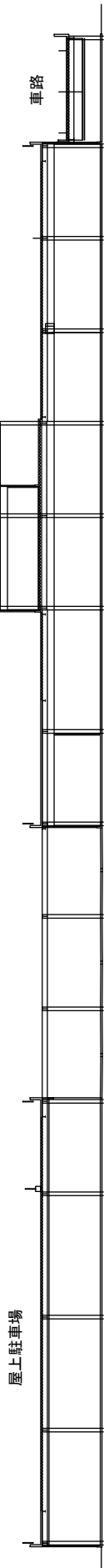
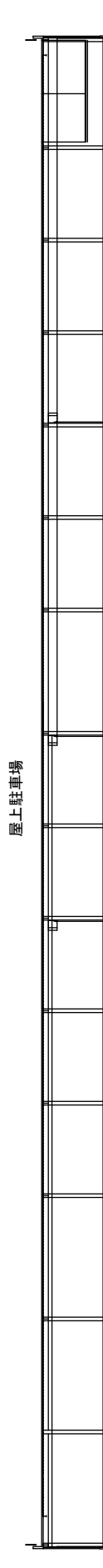


図3-4 (1) 建築物断面図

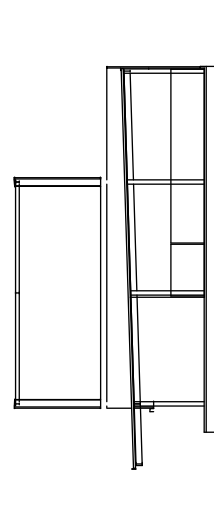


D-D断面



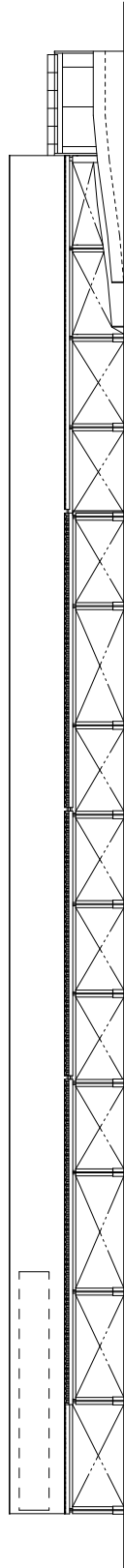
屋上駐車場

E-E断面

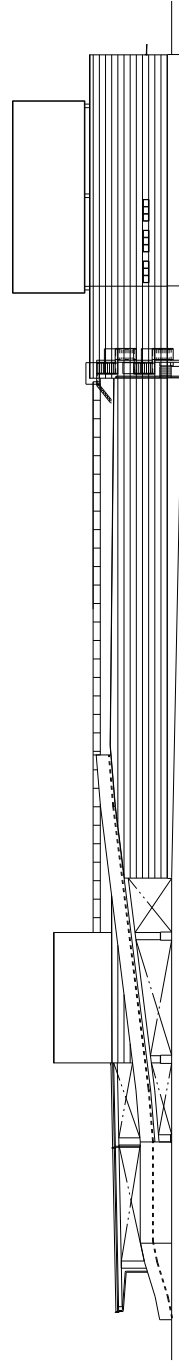


F-F断面

図3-4 (2) 建築物断面図

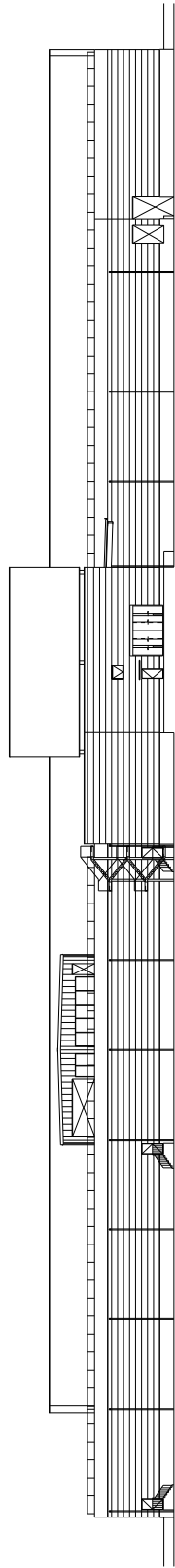


南側立面图

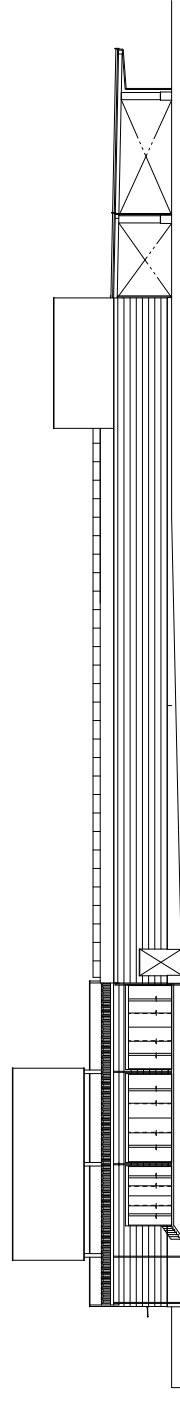


東側立面图

图3-5 (1) 建築物立面图



北側立面图



西側立面图

图3-5 (2) 建筑物立面图

(4) 工事工程

工事工程は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 工事工程

	令和2年	令和3年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
外構工事 開発工事	■	■	■	■	■	■	■	■
建築工事		■	■	■	■	■	■	■
設備工事			■	■	■	■	■	■

(5) 施設の供用開始時期

施設の供用開始は、令和3年8月4日である。

#### 4 当該事業における環境に対する取組方針

本事業では、工事中及び施設の存在・供用において、省エネルギーやヒートアイランド対策、環境配慮型機器の採用、廃棄物の減量化、地域の環境学習など、様々な取り組みを行っていくものであり、周辺の生活環境の向上を目指していくものとする。

本事業における環境に対する取組方針としては、商業施設では全国トップクラスといえる CASBEE A ランクを目指したエコストアとして、地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制・再資源化による循環型社会の形成、自然エネルギーの活用及び省エネルギー機器の採用、環境教育・啓発活動による関係者や利用客への環境意識の高揚を図るものである。



## 5 事後調査の結果

### (1) 事後調査の目的

事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とした。

### (2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

事後調査の対象とする環境要素及びその時期は、表 5-1 に示すとおりである。

令和 2～3 年度工事中の事後調査項目は、工事中の大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び騒音・振動である。

表 5-1 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

環境影響要因		調査項目		調査実施期間	調査実施時期		
					令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
工事中	建設機械等の稼働	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事期間中	○	○	—
		騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	工事のピーク時期 1 回	○	—	—
供用後	施設の供用	温室効果ガス・エネルギー	・エネルギー使用量 (床面積あたり原単位) ・二酸化炭素排出量 (床面積あたり原単位)	施設供用後 1 年間	—	○	
		廃棄物等	・種類別発生量 (床面積あたり原単位) ・リサイクル量 (床面積あたり原単位)	施設供用後 1 年間	—	○	
	施設関連車両の走行	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	施設供用後	—	—	○
		騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	施設供用後 3 回 (平日、休日、試合開催日)	—	—	○
		交通混雑	・交通量等	施設供用後 3 回 (平日、休日、試合開催日)	—	—	○

(3) 事後調査の内容

ア 大気汚染

(ア) 調査項目

建設機械等の稼動に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(イ) 調査範囲

事業計画地内

(ウ) 調査実施期間

令和2年12月～令和3年7月

(エ) 調査方法

工事作業日報の整理等により、建設機械及び工事用車両の種類、稼働台数・時間を把握した。それにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出した。

イ 騒音・振動

(ア) 調査項目

建設機械等の稼動に伴う騒音レベル及び振動レベル

工事用車両の走行に伴う騒音レベル及び振動レベル

(イ) 調査地点

事業計画地敷地境界上3地点及び工事用車両主要走行ルート沿道2地点(図5-1参照)



### (ウ) 調査実施日時

工事計画を基に、建設機械の稼動に伴う騒音及び振動による影響が最も大きくなると想定される時期とし、以下に示す日時に実施した。

なお、調査時期が適切であったかどうかを検証するため、表 5-5 に示す建設機械の実稼働台数から、表 5-2 に示すとおり事業計画地から発生する 1 日あたりの騒音パワーレベル及び振動レベルの合成値を算出した。これによると、建設機械の稼動に伴う騒音及び振動による影響が大きかった時期は、令和 3 年 1 月～4 月であり、調査実施日はその影響を把握する上で妥当であったといえる。

令和 3 年 2 月 25 日 (木) 6:00 ~ 22:00
----------------------------------

表 5-2 事業計画地から発生する 1 日あたりの騒音パワーレベル及び振動レベルの合成値  
(単位：dB)

	年月		令和 2 年度				令和 3 年度		
	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	
騒音パワーレベル	105	118	118	119	118	116	116	115	
振動レベル	76	87	86	86	86	83	83	83	

### (エ) 調査方法

調査は、以下に示す方法で行った。

表 5-3 騒音調査方法

測定項目	時間率騒音レベル：90%レンジの上端値 ( $L_{A5}$ )
実測時間	連続した 16 時間の測定とし、10 分間毎に演算処理を行った。
測定機器	JIS C 1509-1 に適合する普通騒音計
測定機器 使用条件	マイクロホンの高さ：地上 1.2m 周波数補正回路：A 特性 動特性：FAST
データ整理	10 分間について、0.2 秒間隔 3000 個の騒音レベル瞬時値のサンプリングを行い、時間率騒音レベルの算出を行った。

表 5-4 振動調査方法

測定項目	時間率振動レベル：80%レンジの上端値 ( $L_{10}$ )
実測時間	連続した 16 時間の測定とし、毎正時から 10 分間毎に記録を行った。
測定機器	JIS C 1510 に適合する振動レベル計
測定機器 使用条件	測定方向：鉛直方向 (Z 方向) 振動感覚補正回路：鉛直振動特性 動特性 (時定数)：0.63 秒
データ整理	10 分間について 1 秒間隔 600 個の振動レベル瞬時値のサンプリングを行い、時間率振動レベルの算出を行った。



調査状況 (環騒振 1)



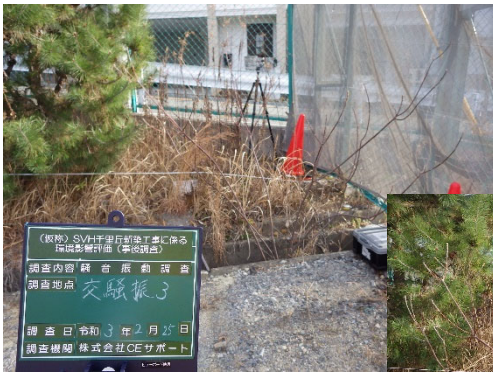
調査状況 (環騒振 2)



調査状況 (交騒振 1)



調査状況（交騒振 2）



調査状況（交騒振 3）

#### (4) 事後調査の結果

##### ア 大気汚染

##### (ア) 建設機械の稼働状況

令和2～3年度（令和2年12月～令和3年7月）に実施した工事で使用した建設機械の月当たりの延べ稼働台数は、表5-5に示すとおりである。建設機械の稼働台数は、工事期間中の長雨の影響により事業計画地内で小規模な土砂の崩落が発生したため、工事量の増加に伴って評価書で想定していた台数より増加した。加えて、本事業の許認可手続きに想定より長い時間を要したため、評価書で想定していた工事期間9ヶ月間を8ヶ月間に短縮せざるを得なくなり、建設機械の稼働台数を増加して対応することとなった。

なお、建設機械は、表5-6に示す排出ガス・騒音対策型の機械を使用した。建設機械の1日当たりの稼働時間は、8:00～17:00（12:00～13:00は昼休憩）の間で概ね8時間であった。

令和2年12月～令和3年7月に実施した工事は、外構工事、開発工事、建築工事及び設備工事であった。

表5-5 建設機械の月当たり延べ稼働台数

(単位：台)

建設機械	年月	令和2年度				令和3年度				合計
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
バックホウ		18	107	189	191	41	87	72	21	726
振動ローラー		0	0	0	7	12	26	44	34	123
ラフタークレーン		0	7	22	77	20	13	10	0	149
高所作業車		0	0	0	6	188	264	276	36	770
発電機		0	50	50	50	74	104	48	5	381
生コン車		0	29	274	22	706	75	18	6	1,130
コンクリートポンプ車		0	4	13	3	19	6	3	1	49
ダンプ		0	488	210	343	0	34	120	207	1,402
合計		18	685	758	699	1,060	609	591	310	4,730

注) 生コン車やダンプが評価書より大幅に増えた（生コン車：527台→1,130台、ダンプ：742台→1,402台）が、生コン車については、土間について品質確保を行うために設計厚さ+10mmの増し打ちを行ったり、屋上デッキの重量による10～25mmのたわみに対応するためコンクリート数量を増加したなど、評価書時点で想定していなかった数量増加がその要因としてあげられる。

ダンプについては、事業計画地内からの搬出量は計画通りであるが、残土等が長雨により水分を含んで重量が増えたため、積込量が計画の2/3程度しか積むことができず、台数が増加した。また、長雨により地盤がぬかるんでいたため、泥を道路に持ち出さないよう仮設通路の砕石敷に多くのダンプを投入した。

高所作業車や発電機の増加（高所作業車：80台→770台、発電機：75台→381台）についても、工期短縮による電気、設備工の増員に伴い、1日あたりのこれらの作業車の稼働台数が増加した。

また、評価書で計画していなかった「振動ローラー」を追加しているが、地盤のぬかるみを解消し泥を道路に持ち出さないようにするため、振動ローラーを導入して締固め及び仮設通路での締固めを連日して行った。

表 5-6 主な使用建設機械一覧

持込機械名	規格	メーカー	製造年月日	対策	
				排出ガス	騒音
バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	日立建機	平成 26 年 1 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	コベルコ	—	2 次排ガス	低騒音型
バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	コベルコ	—	2 次排ガス	超低騒音型
バックホウ	0.11m <sup>3</sup>	コベルコ	—	3 次排ガス	超低騒音型
バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	コマツ	平成 25 年 9 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	コマツ	—	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	コマツ	—	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	コマツ	—	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	クボタ建機	—	三省対応	超低騒音型
振動ローラー	2780kg	日立建機	—	三省対応	超低騒音型
ラフタークレーン	25t	加藤製作所	—	3 次排ガス	低騒音型
ラフタークレーン	70t	タダノ	—	3 次排ガス	低騒音型
高所作業車	12M	アイコーホレーション	—	3 次排ガス	—
発電機	150kVA	アクテイオ	—	3 次排ガス	低騒音型
発電機	60kVA	デンヨー	—	3 次排ガス	低騒音型

注) 排出ガス対策のうち、「2 次排ガス」は平成 9 年に定めた第 2 次基準値を満足する建設機械、「3 次排ガス」は平成 18 年に定めた第 3 次基準値を満足する建設機械、「三省対応」は環境省、経済産業省、国土交通省の三省共管の「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年)に基づく基準値(国土交通省の第 3 次基準値に該当)を満足する建設機械である。





バックホウ (0.45m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.28m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.09m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.11m<sup>3</sup> 級)





バックホウ (0.09m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.5m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.8m<sup>3</sup> 級)



バックホウ (0.28m<sup>3</sup> 級)





バックホウ (0.09m³ 級)



振動ローラー



ラフタークレーン (25t)



ラフタークレーン (70t)





高所作業車 (12M)



発電機 (150kVA)



発電機 (60kVA)



(イ) 工事関係車両の走行状況

令和2年12月～令和3年7月における工事関係車両の月当たりの延べ台数は、表5-7に示すとおりである。前述したとおり、建設機械（工事車両）の稼働台数は、工事期間中の長雨の影響により事業計画地内で小規模な土砂の崩落が発生したため、工事量の増加に伴って評価書で想定していた台数より増加した。加えて、本事業の許認可手続きに想定より長い時間を要したため、評価書で想定していた工事期間9ヶ月間を8ヶ月間に短縮せざるを得なくなり、建設機械（工事車両）の稼働台数を増加して対応することとなった。また、コロナ禍での公共交通機関の利用及び相乗りの自粛により、通勤車両についても大幅に増加した。

なお、工事関係車両のうち大型車については、表5-8に示す排出ガス対策型の車両を使用した。また工事関係車両の出入りは、後出の図7-1に示す事業計画地北側の道路からの出入口のみを利用した。工事関係車両の駐車場は、図7-1に示すとおり事業計画地内に整備した。

表5-7 工事関係車両の月当たり延べ台数

(単位：台)

大型車								通勤車両	
令和2年度				令和3年度				合計	令和2年12月
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		～ 令和3年7月
0	521	497	368	725	115	141	214	2,581	2,690

表 5-8 (1) 使用大型車両一覧

車両用途	メーカー	型式	対策
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW2XL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PJ-CXZ77K6	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ51K4	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	KL-CW48A	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	QKG-CW5XL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QPG-FS1AKDA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	PJ-FV50JX	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	ADG-CW4XL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PJ-CXZ51K6	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PDG-CXZ77K8	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	LKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77BT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	2KG-CXZ77CT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KS-FS2PKJA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	2PG-CW5AL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	2PG-CW5AL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	QKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	2PG-CW5AL	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	2KG-FV70GX	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	2KG-FV70GX	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	QKG-FV50VX	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	LKG-FJ7JDAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	LKG-FJ7JDAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	PDG-FK72FZ	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	2PG-BTR90U2	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	BDG-FJ7JDWA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	BDC-PK36C	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	QKG-FV72FZ	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KS-FJ7JDFA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2KG-FJ2ABA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	KL-FK71HDZ	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	2KG-CXZ60CT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	2KG-CXZ60CT	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	UD トラックス(株)	CW5XL-30086	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	三菱自動車(株)	FV50KJX-530596	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合

表 5-8 (2) 使用大型車両一覧

車両用途	メーカー	型式	対策
生コン車	日野自動車(株)	KS-FS1EKJA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KS-FS1EKJA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ73K3	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KS-FS1EKJA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	QKG-FS1AKAA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	KL-FS2PKGGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	PJ-CXZ77K6	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	2PG-FS1AGA	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ51K4	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	KL-CXZ51K4	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	cxz77k8-7000865	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	cxz77k8-7000884	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	cxz77k8-7000888	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	cxz77k8-7000892	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-12009	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-12008	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-12010	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKA-10041	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001558	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001564	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001565	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001566	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001567	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001568	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	いすゞ自動車(株)	FVZ34-7001561	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-10236	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-10225	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-10226	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-10185	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日野自動車(株)	GK8JKW-10237	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	CX2KL-00131	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	CW53AH20078	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
生コン車	日産自動車(株)	CW55XH00403	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合

表 5-8 (3) 使用大型車両一覧

車両用途	メーカー	型式	対策
コンクリートポンプ車	日野自動車(株)	QPG-FH1ANDA 改	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
コンクリートポンプ車	いすゞ自動車(株)	2KG-CYZ77CM 改	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
コンクリートポンプ車	日野自動車(株)	QPG-FW1EWEA 改	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
コンクリートポンプ車	日野自動車(株)	SDG-GC7JGAA 改	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	PJ-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	BDG-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	BDG-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	BDG-FV50JY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	いすゞ自動車(株)	PDG-CYZ52P8	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	いすゞ自動車(株)	PDG-CYZ52P8	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	QKG-FV60VY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	QKG-FV60VY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	QKG-FV60VY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	QKG-FV60VY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	QKG-FV60VY	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	日野自動車(株)	FS1EPY-10452	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合
ダンプ	三菱自動車(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO <sub>x</sub> ・PM) 適合

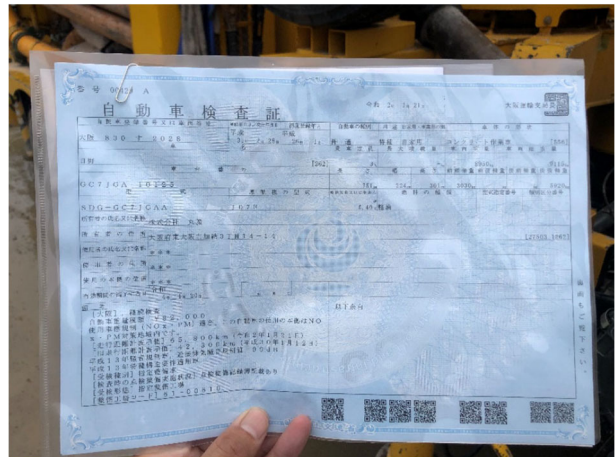




生コン車



コンクリートポンプ車



ダンプ



(ウ) 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

a 大気汚染物質排出量の算出

工事期間中（令和2年12月～令和3年7月）における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量は、表5-9に示すとおりである。また、参考に評価書における大気汚染物質排出量を表5-10に示す。

月別の建設機械等から算出した大気汚染物質排出量の最大値は、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が825kg/月、浮遊粒子状物質（SPM）が46kg/月であり、評価書における月別排出量の予測結果の最大値（NO<sub>x</sub>：1,080kg/月、SPM：57kg/月）を下回っていた。また、工事期間中の合計算出排出量は、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が4,227kg/8ヶ月、浮遊粒子状物質（SPM）が215kg/8ヶ月であり、評価書における工事期間中の排出量の予測結果（NO<sub>x</sub>：3,982kg/年、SPM：210kg/年）を上回っていた。

表 5-9 月別の大気汚染物質排出量（今回算出した結果）

項目	単位	令和2年度				令和3年度				合計
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
NO <sub>x</sub>	kg/月	41	470	697	789	763	825	570	72	4,227 (kg/8ヶ月)
SPM	kg/月	2	24	37	46	32	41	29	4	215 (kg/8ヶ月)

表 5-10 (1) 評価書における月別の建設機械等台数から算出した大気汚染物質排出量（参考）

項目	単位	着工後月数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
NO <sub>x</sub>	kg/月	212	203	908	1,080	687	342	252	222	76	0	0	0
SPM	kg/月	11	11	42	57	36	17	16	14	6	0	0	0

表 5-10 (2) 評価書における建設機械等からの大気汚染物質排出量（参考）

	窒素酸化物	浮遊粒子状物質
年平均値予測	3,982kg/年	210kg/年
1時間値予測	58.1kg/日	3.0kg/日

注) 評価書より抜粋。

b 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

工事期間中（令和2年12月～令和3年7月）における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居等における最大着地濃度地点の濃度を算出し、評価書における予測結果及び評価目標との比較を行った。なお、最大着地濃度地点及びバックグラウンド濃度、発生源の位置、気象条件、変換式（窒素酸化物→二酸化窒素、年平均値→日平均値）などの予測条件は評価書と同じとし、大気汚染物質排出量のみを今回の排出量として計算を行った。予測手順は、図5-2に示すとおりである。

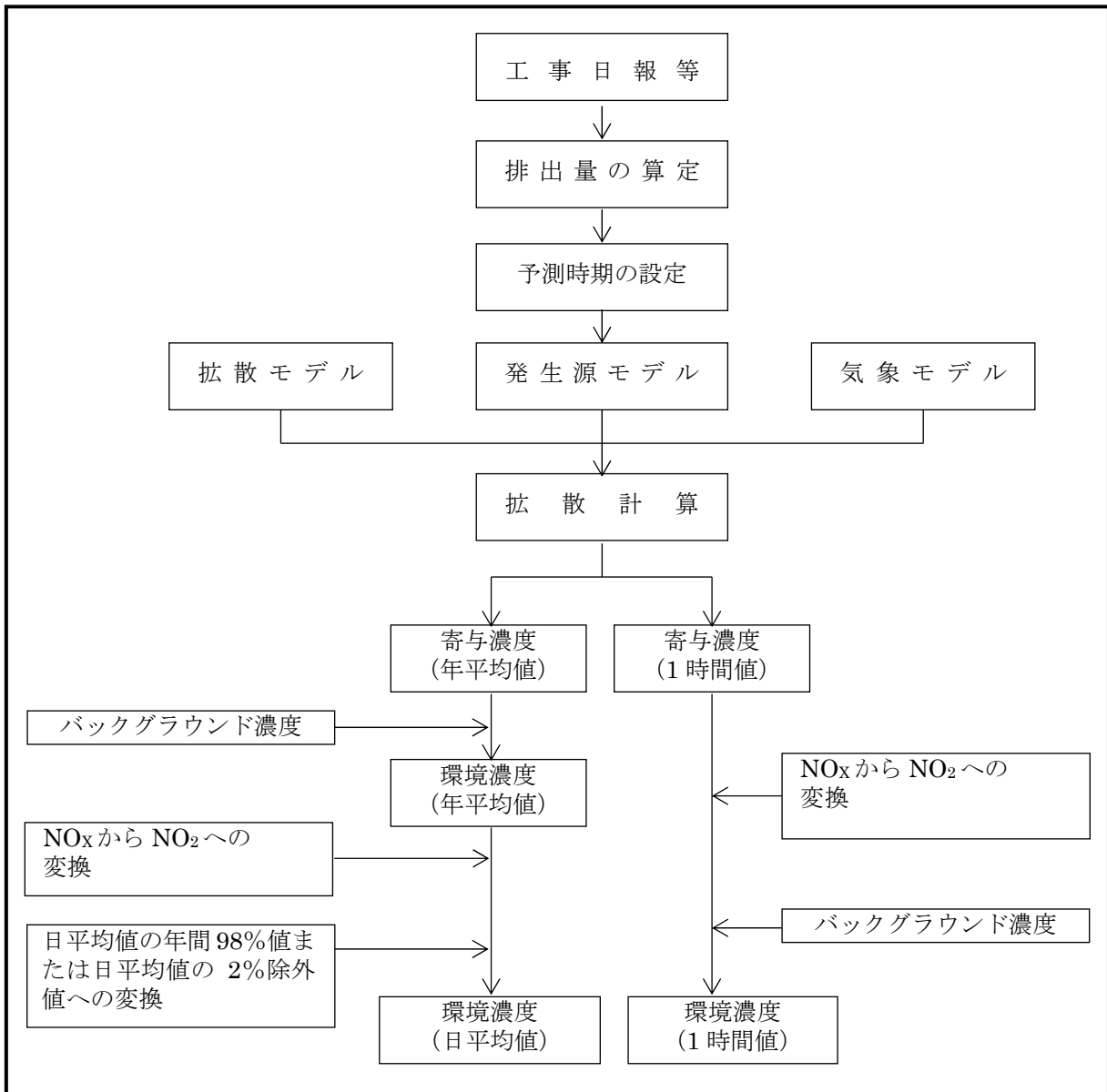


図5-2 予測手順（建設機械の稼働に係る大気汚染）

評価結果は、表 5-11 及び表 5-12 に示すとおりである。二酸化窒素の年平均値は、評価書の予測結果を若干上回り（日平均値の年間 98%値が評価書 0.042ppm に対し 0.043ppm）、評価書と同様に吹田市の目標値を若干上回った（環境基準は満足している）。また、二酸化窒素の 1 時間値は、評価書の予測結果、吹田市の目標値及び短期暴露の指針値を下回った。

浮遊粒子状物質の年平均値は、評価書の予測結果を若干上回った（日平均値の年間 2%除外値が評価書 0.046mg/m<sup>3</sup>に対し 0.047mg/m<sup>3</sup>）が、吹田市の目標値及び環境基準値は下回った。また、浮遊粒子状物質の 1 時間値は、評価書の予測結果、吹田市の目標値及び環境基準値を下回った。

前述のとおり、工事期間中の長雨の影響や工事期間の短縮により、建設機械等の稼働台数が評価書で想定していた台数よりも増えたことから、年平均値の予測結果が評価書の予測結果を若干上回る結果となった（1 時間値は評価書の予測結果を下回った）。ただし、増加台数の大半を占めたダンプ、生コン車、高所作業車（これらで 2,000 台弱の増加である。）は大気汚染物質の排出量が相対的に低く、また、工事時間帯（建設機械の稼働時間）が、評価書では 8～19 時（昼休憩抜いて 10 時間）で想定していたが、実際は 8～17 時（昼休憩抜いて 8 時間）であったこともあり、評価者の予測結果と比べて僅かな上昇（二酸化窒素で 0.001ppm、浮遊粒子状物質で 0.001mg/m<sup>3</sup>）でとどまった。

また、工事期間中においては、排出ガス対策型の機種の使用やアイドリングストップ、空ぶかしの抑制などの対策を行い、建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響を可能な限り低減するように最大限の努力を行った。

以上のことから、本事業による影響は、年平均値の予測において評価書の予測結果を若干上回る結果となったが、その増加分は僅かであり、また、建設機械の稼働により発生する大気汚染物質を可能な限り低減するよう努めたことから、著しい問題はなかったものとする。

表 5-11 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果（年平均値）

予測時期	周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (ppm)		バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	評価書の予測結果 (ppm)	吹田市の目標値	環境基準値
	NO <sub>x</sub>	NO <sub>2</sub> ①	NO <sub>2</sub> ②	NO <sub>2</sub> ①+②	NO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>		
工事中	0.0115	0.0095	0.011	0.020	0.043	0.042	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること

表 5-11 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果 (年平均値)

予測時期	周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m <sup>3</sup> )	バックグラウンド濃度 (mg/m <sup>3</sup> )	環境濃度年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の年間2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	評価書の予測結果 (mg/m <sup>3</sup> )	吹田市の目標値・環境基準値
	①	②	①+②			
工事中	0.0012	0.017	0.0182	0.047	0.046	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること

表 5-12 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果 (1時間値)

予測時期	予測対象	風向	周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (ppm)		バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度1時間値 (ppm)	評価書の予測結果 (ppm)	吹田市の目標値・短期暴露の指針値
			NO <sub>x</sub>	NO <sub>2</sub> ①	NO <sub>2</sub> ②	NO <sub>2</sub> ①+②	NO <sub>2</sub>	
工事中	周辺住居地域等	N	0.466	0.164	0.011	0.17	0.21	1時間値暴露として0.1~0.2ppm以下であること
		S	0.407	0.147	0.011	0.16	0.19	

表 5-12 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果 (1時間値)

予測時期	予測対象	風向	周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m <sup>3</sup> )	バックグラウンド濃度 (mg/m <sup>3</sup> )	環境濃度1時間値 (mg/m <sup>3</sup> )	評価書の予測結果 (mg/m <sup>3</sup> )	吹田市の目標値・環境基準値
			①	②	①+②		
工事中	周辺住居地域等	N	0.048	0.017	0.065	0.079	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
		S	0.042	0.017	0.059	0.072	

## イ 騒音

### (ア) 建設機械の稼働

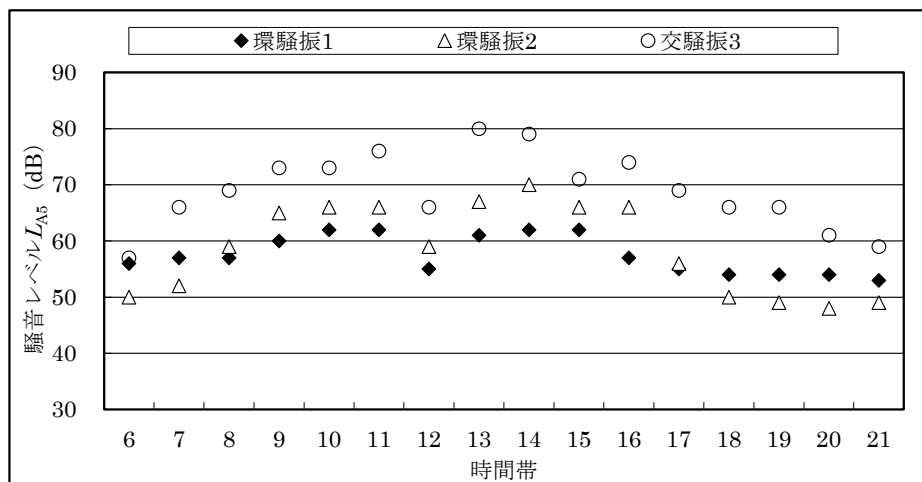
調査当日の主な工事は、敷地内の複数箇所における造成、掘削作業（バックホウ、ラフタークレーン、ダンプ等）及びコンクリート打設作業（コンクリートポンプ車、生コン車等）等であった。主な騒音源は、これらの建設機械による作業音であった。

いずれの地点においても、工事のない時間帯（6、7、12時及び18時以降）にレベルの低下がみられたが、北側の調査地点（環騒振1）では、南側（環騒振2及び交騒振3）ほどのレベルの低下はみられなかった。これは、北側の調査地点は法面の下方にあり、回折効果により建設機械の作業音の影響が小さいことによる。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（敷地境界上最大値 85dB）及び騒音規制法の特定制業に係る規制基準値（85dB）を超えることはなかった。

表 5-13 建設機械の稼働に伴う騒音調査結果

時間区分	時間帯	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)			備考
		環騒振1	環騒振2	交騒振3	
昼間	6:00	56	50	57	
	7:00	57	52	66	
	8:00	57	59	69	工事開始
	9:00	60	65	73	工事
	10:00	62	66	73	工事
	11:00	62	66	76	工事
	12:00	55	59	66	昼休み(工事中断)、保育園からの声
	13:00	61	67	80	工事
	14:00	62	70	79	工事
	15:00	62	66	71	工事
	16:00	57	66	74	工事
	17:00	55	56	69	工事順次終了
	18:00	54	50	66	
	19:00	54	49	66	
20:00	54	48	61		
21:00	53	49	59		
	最大値	62	70	80	規制基準値: 85dB
	平均値	58	59	69	



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

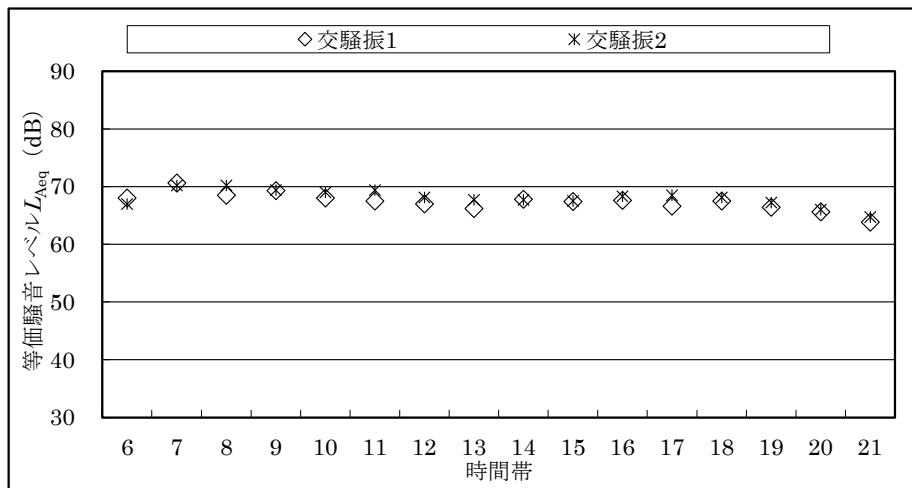
(イ) 工事用車両の走行

工事用車両の主要な走行ルートである調査地点（交騒振 1 及び交騒振 2）では、工事時間帯（8～17 時）において、他の時間帯と比べて大きなレベルの上昇はみられなかった。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（交騒振 1：67.6dB、交騒振 2：67.3dB）と同程度であり、騒音に係る環境基準値及び吹田市目標値（B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域：65dB）を上回っていた。

表 5-14 工事用車両の走行に伴う騒音調査結果

時間区分	時間帯	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		備考
		交騒振1	交騒振2	
昼間	6:00	68.0	67.0	
	7:00	70.6	70.2	
	8:00	68.5	70.2	工事開始
	9:00	69.3	69.4	工事
	10:00	68.0	69.0	工事
	11:00	67.5	69.4	工事
	12:00	67.0	68.1	昼休み（工事中断）
	13:00	66.2	67.7	工事
	14:00	67.8	67.7	工事
	15:00	67.4	67.5	工事
	16:00	67.6	68.3	工事
	17:00	66.6	68.5	工事順次終了
	18:00	67.5	68.1	
	19:00	66.4	67.2	
20:00	65.6	66.0		
21:00	63.8	64.7		
平均値		68	68	環境基準値・吹田市目標値： 65dB



調査実施日：令和 3 年 2 月 25 日（木） 6:00～22:00

## ウ 振動

### (ア) 建設機械の稼働

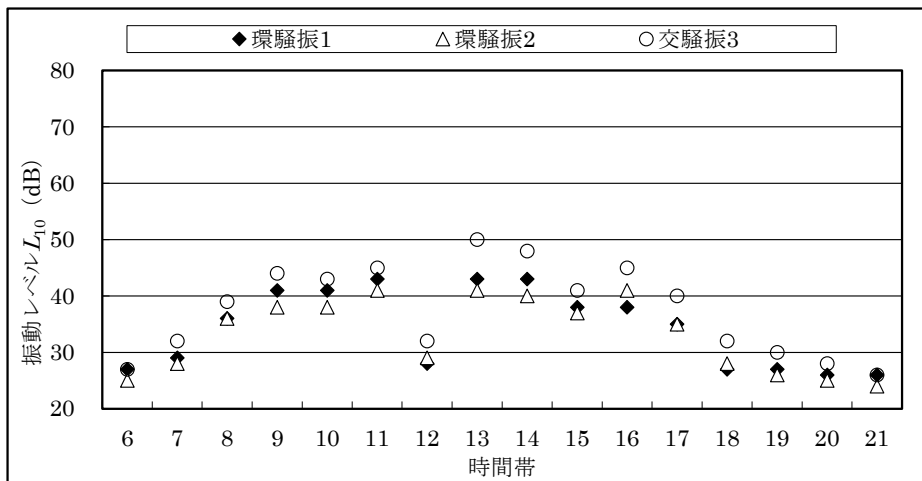
騒音と同様に、主な振動源は建設機械による作業振動であった。

各調査地点において、工事のない時間帯（6、7、12時及び18時以降）にレベルの低下がみられた。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（敷地境界上最大値 72dB）及び振動規制法の特定制業に係る規制基準値（75dB）を超えることはなかった。

表 5-15 建設機械の稼働に伴う振動調査結果

時間区分	時間帯	振動レベル $L_{10}$ (dB)			備考
		環騒振1	環騒振2	交騒振3*	
昼間	6:00	27	25	27	
	7:00	29	28	32	
	8:00	36	36	39	工事開始
	9:00	41	38	44	工事
	10:00	41	38	43	工事
	11:00	43	41	45	工事
	12:00	28	29	32	昼休み（工事中断）
	13:00	43	41	50	工事
	14:00	43	40	48	工事
	15:00	38	37	41	工事
	16:00	38	41	45	工事
	17:00	35	35	40	工事順次終了
	18:00	27	28	32	
夜間	19:00	27	26	30	
	20:00	26	25	28	
	21:00	26	24	26	
	最大値(昼間)	43	41	50	規制基準値: 75dB
	平均値(昼間)	35	34	38	



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

※調査時は工事関係車両の出入りがないため、一般環境調査地点とした。

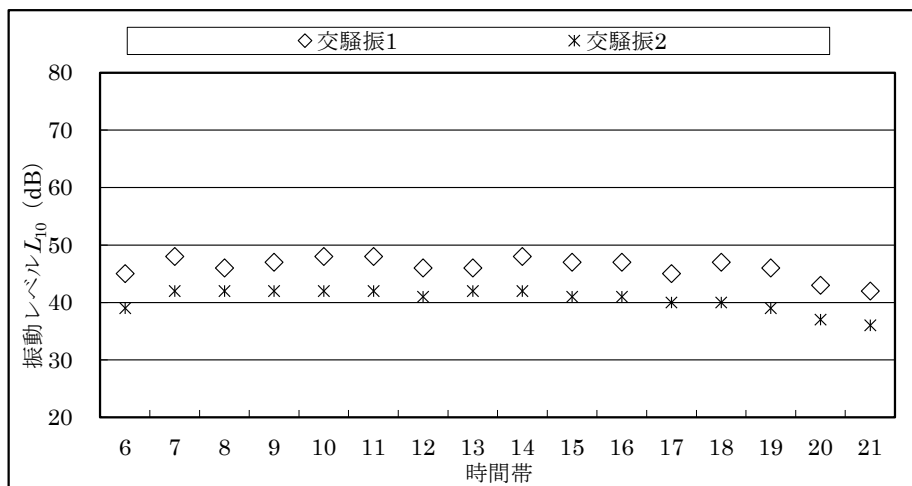


(イ) 工事用車両の走行

工事用車両の主要な走行ルートである調査地点（交騒振 1 及び交騒振 2）では、騒音と同様に、工事時間帯（8～17 時）において、他の時間帯と比べて大きなレベルの上昇はみられなかった。交騒振 1 では、評価書の予測結果（47.6dB）と同程度であった。交騒振 2 では、評価書の予測結果（38.2dB）より若干のレベルの上昇がみられたが、38～41dB は人の振動感覚閾値といわれる 55dB を十分に下回っており、全く問題のないレベルであるといえる。なお、道路交通振動の限度値（第一種区域：65dB）についても、十分に下回っていた。

表 5-16 工事用車両の走行に伴う振動調査結果

時間区分	時間帯	振動レベル $L_{10}$ (dB)		備考
		交騒振1	交騒振2	
昼間	6:00	45	39	
	7:00	48	42	
	8:00	46	42	工事開始
	9:00	47	42	工事
	10:00	48	42	工事
	11:00	48	42	工事
	12:00	46	41	昼休み（工事中断）
	13:00	46	42	工事
	14:00	48	42	工事
	15:00	47	41	工事
	16:00	47	41	工事
	17:00	45	40	工事順次終了
	18:00	47	40	
夜間	19:00	46	39	
	20:00	43	37	
夜間	21:00	42	36	
平均値（昼間）		46	41	道路交通振動の限度値:65dB



調査実施日：令和 3 年 2 月 25 日（木）6:00～22:00

## 6 まとめ

### (1) 大気汚染

#### ア 建設機械等の稼働による影響

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質排出量（算出値）は、年平均値については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに評価書の予測結果を若干上回り（二酸化窒素：日平均値の年間98%値が評価書0.042ppmに対し0.043ppm、浮遊粒子状物質：日平均値の年間2%除外値が評価書0.046mg/m<sup>3</sup>に対し0.047mg/m<sup>3</sup>）、二酸化窒素については評価書と同様に吹田市の目標値（0.04ppm）を若干上回った（環境基準は満足している。）。浮遊粒子状物質については、吹田市の目標値及び環境基準値を下回った。また、1時間値については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、評価書の予測結果、各基準値等を下回った。

工事期間中の長雨の影響や工事期間の短縮により、建設機械等の稼働台数が評価書で想定していた台数よりも増えたことから、年平均値の予測結果が評価書の予測結果を若干上回る結果となった。ただし、増加台数の大半を占めたダンプ、生コン車、高所作業車は大気汚染物質の排出量が相対的に低く、また、工事時間帯（建設機械の稼働時間）が、評価書では8～19時（昼休憩抜いて10時間）で想定していたが、実際は8～17時（昼休憩抜いて8時間）であったこともあり、評価者の予測結果と比べて僅かな上昇（二酸化窒素で0.001ppm、浮遊粒子状物質で0.001mg/m<sup>3</sup>）でとどまった。また、工事期間中においては、排出ガス対策型の機種の使用やアイドリングストップ、空ぶかしの抑制などの対策を行い、建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響を可能な限り低減するように最大限の努力を行った。

以上のことから、本事業による影響は、年平均値の予測において評価書の予測結果を若干上回る結果となったが、その増加分は僅かであり、また、建設機械の稼働により発生する大気汚染物質を可能な限り低減するよう努めたことから、著しい問題はなかったものとする。

### (2) 騒音・振動

#### ア 建設機械の稼働による影響

建設工事中に実施した各調査地点（事業計画地敷地境界上3地点（環騒振1、環騒振2、交騒振3））における騒音及び振動の調査結果は、それぞれ評価書の予測結果及び騒音規制法または振動規制法の特定建設作業に係る規制基準値を超えることはなかった。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

#### イ 工事用車両の走行による影響

工事用車両の走行時に実施した各調査地点（工事用車両の主要走行ルート上2地点（交騒振1、交騒振2））における騒音の調査結果は、評価書の予測結果と同程度であり、騒音に係る環境基準値及び吹田市環境目標値を上回っていた。

振動の調査結果は、交騒振1は評価書の予測結果と同程度であった。交騒振2は予測結果より若干のレベルの上昇がみられたが、いずれも人の振動感覚閾値（55dB）及び振動規制法の道路交通振動に係る限度値を十分に下回っていた。

以上のことから、本事業による影響は概ね評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

### (3) 環境保全措置

本事業における環境取組の実施状況は、次項に示すとおりであり、工事による環境影響の低減に努めた。

### (4) その他

本事後調査の調査項目として、工事中の「交通混雑」は選定していないが、「5 事後調査の結果 (4) 事後調査の結果 ア 大気汚染 (イ) 工事関係車両の走行状況」で示したように、工事期間中の長雨の影響や工事期間の短縮により、工事関係車両が評価書で想定していた台数よりも増加する結果となった。特に、通勤車両については、コロナ禍での公共交通機関の利用及び相乗りの自粛もあって大幅に増加した。日あたりの最大車両台数は、評価書で想定していた 25 台/日 (大型車：23 台/日、通勤車両：2 台/日) から 43 台/日 (大型車：29 台/日、通勤車両：14 台/日) に増加した。

しかし、現況の交通量 (交通 4：清水交差点におけるピーク時間帯の交差点交通量は 1,028 台/時、交差点需要率は 0.287) に及ぼす影響は極めて小さく、工事期間中に周辺に滞留等が発生することはなかった。したがって、工事関係車両の増加が周辺交通に影響を及ぼすことはなかった。

## 7 当該事業における環境取組の実施状況

令和3年7月までに実施した環境取組の実施状況は、表7-1に示すとおりである。

表7-1(1) 環境取組の実施状況(工事中その1)

取組内容		実施状況(令和3年7月末時点)
◆大気汚染や騒音などの公害を防止します。		
建設機械		
1	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。	建設機械については、可能な限り最新の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の機種を使用しました。(表5-6参照)
2	調達台数に限りがあるため部分的な使用となりますが、低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用します。	可能な限り、低燃費型の建設機械の使用に努めましたが、ハイブリッド式の建設機械は、工事期間中に調達できませんでした。
3	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。	新規入場時教育資料等により、アイドリングストップを指導しました。
4	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	新規入場時教育資料等により、空ぶかしを抑制するなど環境に配慮した運転を指導しました。
5	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。	工事期間の短縮や工事期間中の長雨の影響により、建設機械等の稼働台数が当初想定より増えましたが、効率的な工事計画を立てるとともに、工程調整を密に行い、可能な限り建設機械の稼働台数の抑制を図りました。
6	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。	効率的な工事計画を立てるとともに、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図りました。
7	機械類は適切に整備点検を行います。	機械類については、持ち込み時の点検、月例点検、日常点検を行い、適切に整備しました。
工事関連車両		
8	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。	大型車両については、全て使用車種規制(NOx・PM)適合車両としました。(表5-8参照)
9	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。	工事関連車両については、全て大阪府条例に基づく流入車規制を遵守しました。
10	工事関連車両であることを車両に表示します。	工事関連車両の運転席の前方で車外から見やすい箇所に当該工事関連車両であることを示す明示板を設置しました。
11	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。	工事関連車両の搬出入について、走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定しました。
12	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。	効率的な工事計画を立てるとともに、搬出入において適切な車種を選定し、工事関連車両台数を抑制しました。
13	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車などを奨励しました。公共交通機関の利用、相乗りについては、コロナ禍により自粛しました。

表 7-1 (2) 環境取組の実施状況 (工事中その2)

取組内容		実施状況 (令和3年7月末時点)
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。	新規入場時教育資料等により、土砂の積み降ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止について指導を行いました。また、強風時には、現場の状況判断で、作業の限定や工事範囲の変更をするなど配慮しました。
15	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。	工事用ゲートにタイヤ洗浄機 (ハイウォッシャー) を設置し、タイヤ洗いを実施しました。(図 7-1 参照)
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。	作業所内に pH 処理装置を設置し、洗浄水の中性化を行いました。
17	工事関連車両を場外に待機させません。	事業計画地内に十分な待機場所及び駐車スペースを確保しました (図 7-1 参照)。また、搬入車両の時間調整を日々行い、時間通りに車両を運行することにより、待機車両を抑制しました。
18	クラクションの使用は必要最小限にします。	新規入場時教育資料等により、クラクションの使用は必要最小限とするよう、指導しました。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。	新規入場時教育資料等により、アイドリングストップを指導しました。
20	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	新規入場時教育資料等により、環境に配慮した運転を指導しました。
<p>工事方法                      &lt;騒音・振動等&gt;</p>		
21	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。	建設地の周囲には、仮囲い鋼板や養生シートを設置しました。また、必要に応じて、防音パネルや防音シート等、さらなる防音対策を行いました。(図 7-1 参照)
22	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。	新規入場時教育資料等により、騒音、振動低減教育を行いました。
23	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。	振動や打撃による杭施工法は採用しませんでした。
24	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	特定建設作業は、法、府条例を遵守しました。また、近隣に工事の説明を行い、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行いました。
<p>&lt;粉じん・アスベスト&gt;</p>		
25	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。	粉じんの発生・飛散防止のため、場内車路の散水車による散水、場外への退出車両にハイウォッシャー洗車等の対策や掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行い、散水等の粉じん飛散防止対策を実施しました。(図 7-1 参照)

表 7-1 (3) 環境取組の実施状況 (工事中その3)

取組内容		実施状況 (令和3年7月末時点)
<b>&lt;水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下&gt;</b>		
26	事業計画地内に降った雨水は、一部を除いて仮設沈砂池に流入し沈砂を行った後に雨水放流河川に放流します。また、状況に応じて、シート被覆、土のうや土砂流出防止柵の設置、仮囲い足元には巾木を設置するなど、濁水や土砂の流出対策を実施します。	事業計画地内に降った雨水は、一部を除いて仮設沈砂池に流入し沈砂を行った後に雨水放流河川に放流しました。また、状況に応じて、シート被覆、土のうや土砂流出防止柵の設置、仮囲い足元には巾木を設置するなど、濁水や土砂の流出対策を実施しました。
27	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分しました。
28	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工しました。
29	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用しました。
<b>&lt;悪臭・廃棄物&gt;</b>		
30	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。	アスファルトの防水工事にあたっては、溶解温度管理を実施し、煙や臭いの発生に配慮しました。
31	現地では廃棄物などの焼却は行いません。	現地では廃棄物などの焼却は行いませんでした。
32	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、周囲から視認できない位置に設置しました (図 7-1 参照)。また、日々の清掃を実施し、臭気対策を行いました。
33	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化について適正な措置を講じます。	工事に伴い発生する廃棄物等については、発生抑制・減量化するとともに、種類毎に分別しリサイクルを図りました。(図 7-1 参照)
34	再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。	再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定しました。杭工事に伴って発生する汚泥について、場内にて改良土として再資源化し、埋戻し土として再利用しました。
<b>◆地域の安全安心に貢献します。</b>		
35	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。	工事関連車両出入口付近に交通安全施設を設置し、交通事故の防止に努めました。また、工事関連車両出入口付近には作業時間帯に必ず誘導員を配置し、特に、通行車両や歩行者の安全に注意を払いました。
36	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。	新規入場者教育資料により、車両通行ルート、安全遵守事項などについて、指導を行いました。
37	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。	入口はパネルゲートとし、夜間、休日の作業休止時は施錠しました。

表 7-1 (4) 環境取組の実施状況 (工事中その 4)

取組内容		実施状況 (令和 3 年 7 月末時点)
38	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。	登下校中の児童や生徒の交通安全については特に配慮し、見守りを行いました。
39	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。	付近には街灯が設置されていますが、仮設照明、防犯カメラを設置することにより、防犯対策を強化しました。
◆環境に配慮した製品及び工法を採用します。		
省エネルギー		
40	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。	可能な限り、低燃費型の建設機械の使用に努めました。
省資源		
41	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。	建築基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図りました。
42	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。	資材の搬入にあたっては、できる限り無梱包搬入を推進し、廃棄物の減量に努めました。
◆快適な環境づくりに貢献します。		
景観		
43	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。	仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的に緑を配置するなど、機能性を確保した上で景観面に配慮しました。(図 7-1 参照)
44	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、周囲から視認できない位置に設置しました(図 7-1 参照)。
周辺の環境美化		
45	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。	新規入場者教育資料により、ポイ捨て防止等について指導を行いました。また、工事周辺は、日常清掃を実施しました。
46	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。	日々整理整頓を行いました。
ヒートアイランド現象の緩和		
47	夏期において、水道水を用いて周辺道路などに打ち水を行います。	工事期間中の夏期において、水道水を用いて周辺道路などに打ち水を行いました。
◆地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
48	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。	工事実施前に地元自治会への工事説明を行いました。また、工事実施中においても、適宜、現況や今後の予定についてお知らせしました。
49	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。	工事に関する苦情窓口及び連絡先は、施工者である大和ハウス工業(株)とし、工事説明会において地元自治会へお伝えしました。

表 7-1 (5) 環境取組の実施状況（工事中その5）

取組内容		実施状況（令和3年7月末時点）
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮		
50	事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。	工事実施前に、千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校に工事説明を行うとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にしました。
51	事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。	千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じ騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をしました。
周辺の事業者との調整		
52	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めました。
文化財の保護		
53	事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。	事業計画地において、工事期間中に遺物は確認されませんでした。



表 7-1 (6) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その1)

取組内容		実施状況 (令和3年7月末時点)
◆地球温暖化対策を行います。		
54	「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえるCASBEE Aランクを目指します。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。	「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえるCASBEE Aランクを取得しました。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示しました。
55	空調設備は、高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP12 台) を採用します。また、照明は、LED 器具 (約 1,200 台) を採用します。	空調設備は、高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP10 台) を採用しました。また、照明は、LED 器具 (1,200 台) を採用しました。
56	屋根部分にソーラーパネル (8.0kW) を設置し、太陽光発電を行います。	屋根部分にソーラーパネル (8.0kW) を設置し、太陽光発電を行います。
57	高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP12 台) を採用します。	高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP10 台) を採用しました。
58	店内照明について、営業前後の準備時間は自動で照度を抑制する自動制御コントロールを導入します。また、空調・換気について、店舗内外の温度・湿度を測定し、中間期や朝夕の快適な外気を店内に自動で取り込み、空調を抑制するシステムを導入します。	店内照明について、営業前後の準備時間は自動で照度を抑制する自動制御コントロールを導入しました。また、空調・換気について、店舗内外の温度・湿度を測定し、中間期や朝夕の快適な外気を店内に自動で取り込み、空調を抑制するシステムを導入しました。
59	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器など) を設置する際には、設置後に配管などから冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計します。	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器など) を設置する際には、設置後に配管などから冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計しました。
60	複層ガラスを採用 (屋上階のエレベーターホール部分) することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。折板屋根にはトップライトを設置し、昼間の照明器具の使用を低減します。	複層ガラスを採用 (屋上階のエレベーターホール部分) することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減しました。折板屋根にはトップライトを設置し、昼間の照明器具の使用を低減しました。
61	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工しました。
62	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材) などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材) などの資源循環や環境保全に配慮した製品をアクアコーナー売場床材 (東リ NS-811)、また、休憩室床材 (東リ モクリン柁目 MOT3516) に採用しました。
◆ヒートアイランド対策を行います。		
63	折板屋根 (約 2,600m <sup>2</sup> ) に日射反射性能が十分にあり、かつ遮熱 JIS 該当品と同等の遮熱性のある製品を採用し、表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制します。	折板屋根 (3,420m <sup>2</sup> ) に日射反射性能が十分にあり、かつ遮熱 JIS 該当品と同等の遮熱性のある製品を採用し、表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制しました。

表 7-1 (7) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 2)

取組内容		実施状況 (令和 3 年 7 月末時点)
64	駐車場マスの一部を緑地(芝張:約 70 m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(約 250m <sup>2</sup> )します。また、歩行者通路の一部に超保水性のインターロッキングブロックを採用(約 120m <sup>2</sup> )し、ヒートアイランド対策を行います。	駐車場マスの一部を緑地(芝張 160m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(250m <sup>2</sup> )しました。また、歩行者通路の一部に超保水性のインターロッキングブロックを採用(100m <sup>2</sup> )し、ヒートアイランド対策を行いました。
◆自然環境を保全し、みどりを確保します。		
65	事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。それにより、動植物の生息や生育環境に配慮します。	事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成しました。それにより、動植物の生息や生育環境に配慮しました。
66	事業計画地外周部の既存緑地を残存することにより、既存の植生を保全します。	事業計画地外周部の既存緑地を残存することにより、既存の植生を保全しました。
67	事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。	事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成しました。
68	駐車場マスの一部を緑地(芝張約 70 m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(約 250m <sup>2</sup> )します。	駐車場マスの一部を緑地(芝張 160 m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(250m <sup>2</sup> )しました。
69	花壇・大型プランター等の植栽による緑化を行います。	花壇・大型プランター等の植栽による緑化を行いました。
70	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定しました。
◆水循環を確保します。		
71	植栽への散水等に雨水(雨水タンク:150L×2基)を利用し、有効利用を行います。	植栽への散水等に雨水(雨水タンク:210L×2基)を利用し、有効利用を行います。
72	事業区域の面積に応じた雨水貯留槽(1.35t)を設置します。	事業区域の面積に応じた雨水貯留槽(1.35t)を設置しました。
73	駐車場マスの一部を緑地(芝張:約 70 m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(約 250m <sup>2</sup> )します。また、緑化率について、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号)に定める 16%を上回る 20%以上を目指します。	駐車場マスの一部を緑地(芝張 160m <sup>2</sup> )とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽(250m <sup>2</sup> )しました。また、緑化率について、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号)に定める 16%を上回る 19.5%を達成しました。
◆地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等		
74	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行いました。
75	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、事業計画地外周部を緑地とする等の配慮を行います。	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、事業計画地外周部を緑地とする等の配慮を行いました。
76	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮しました。

表 7-1 (8) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 3)

取組内容		実施状況 (令和 3 年 7 月末時点)
77	ガスヒートポンプエアコンを設置する際には、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。	ガスヒートポンプエアコンを設置する際には、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行いました。
78	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制しました。
79	建築資材 (ガラス、太陽光パネルなど) による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。	建築資材 (ガラス、太陽光パネルなど) による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮しました。
80	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用します。	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用しました。
81	事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対し、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。	事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対し、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をしました。
中高層建築物 (高さ 10 メートルを超える建築物)		
82	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域 (商業と工業地域を除く) を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域 (商業と工業地域を除く) を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をしました。
83	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握します。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに、対策を実施します。	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握しました。その結果、周辺への影響は認められませんでしたので、その旨、近隣住民の方へ説明を行いました。
84	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。	電波障害の報告はありませんでした。
85	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。	近隣住民のプライバシーを確保する為に、屋上駐車場の一部分に目隠しフェンスを設置しました。
廃棄物等		
86	分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めます。	分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めます。
87	レジ袋有料化などマイバッグ持参の推進に努め、レジ袋の削減に取り組みます。	レジ袋有料化などマイバッグ持参の推進に努め、レジ袋の削減に取り組みます。
◆景観まちづくりに貢献します。		
88	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮しました。
89	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行いました。
90	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行いました。

表 7-1 (9) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 4)

取組内容		実施状況 (令和 3 年 7 月末時点)
91	事業計画地が 1ha を超えるため、市から要請があれば、重点地区の指定についての協議に応じます。	景観形成に関わる協議を行いました。市から重点地区の指定についての要請はありませんでした。
92	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進しました。
93	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進しました。
◆安心安全のまちづくりに貢献します。		
94	地元住民からの要望に応じ、計画地南西側をセットバックして新たに歩道を設置し、歩行者が安全に通行できる歩行空間を創出します。 また、場内においては、歩行者安全帯を設けて歩行者と車両を分離します。	地元住民からの要望に応じ、計画地南西側をセットバックして新たに歩道を設置し、歩行者が安全に通行できる歩行空間を創出しました。 また、場内においては、歩行者安全帯を設けて歩行者と車両を分離しました。
95	災害により停電が発生した場合に備えて発電機を設置し、店舗の営業ができるようにします。また、災害時に携帯充電用コンセントや飲料水を近隣住民の方に提供するなど、災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備を行います。	災害により停電が発生した場合に備えて発電機を設置し、店舗の営業ができるようにしました。また、災害時に携帯充電用コンセントや飲料水を近隣住民の方に提供するなど、災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備を行いました。
96	監視カメラなど、防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入します。	監視カメラなど、防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入しました。
交通		
97	オープン当初、北側出入口から道路を挟んで対面にある駐車場を臨時駐車場として利用し、清水交差点を左折して入庫する経路を周知・誘導します。それにより、来客者に北側出入口の存在及び当該経路を認識して頂きます。	オープン当初、北側出入口から道路を挟んで対面にある駐車場を臨時駐車場として利用し、清水交差点を左折して入庫する経路を周知・誘導します。それにより、来客者に北側出入口の存在及び当該経路を認識して頂きます。
98	店舗内において、来客者に周辺に通学路があることを告知します。	店舗内において、来客者に周辺に通学路があることを告知します。
99	場内での誘導等により、千里丘上・中及び新芦屋方面への退店車両 (18.6%) については南側出口を左折出庫させ、それ以外の退店車両 (81.4%) については北側出口からの出庫に限定します。北側出口への誘導については、場内の看板等や交通誘導員により誘導するとともに、場内の交通動線を工夫し、南側出口よりも北側出口の方に行きやすいようにします。	場内での誘導等により、千里丘上・中及び新芦屋方面への退店車両 (18.6%) については南側出口を左折出庫させ、それ以外の退店車両 (81.4%) については北側出口からの出庫に限定します。北側出口への誘導については、場内の看板等や交通誘導員により誘導するとともに、場内の交通動線を工夫し、南側出口よりも北側出口の方に行きやすいようにします。
100	千里丘北交差点の事業計画地方面への右折車線を延伸します。	千里丘北交差点の事業計画地方面への右折車線を延伸しました。
101	事業計画地南西側をセットバックして歩道を設置し、現在の道路区域内の電柱を事業計画地側に移設することにより、安全な歩行空間を確保します。	事業計画地南西側をセットバックして歩道を設置し、現在の道路区域内の電柱を事業計画地側に移設することにより、安全な歩行空間を確保しました。

表 7-1 (10) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 5)

取組内容		実施状況 (令和 3 年 7 月末時点)
102	事業計画地南側をセットバックして南側出入口前面道路 (引込車線) を拡幅し、来店 (左折) 車両と直進車両を分離します。	事業計画地南側をセットバックして南側出入口前面道路 (引込車線) を拡幅し、来店 (左折) 車両と直進車両を分離しました。
103	上記のセットバックにより、市道千里丘 1 号線と市道千里丘中央線の交差点 (丁字路) の視野範囲を向上させ、当該丁字路における歩行者・自転車の安全性を向上させます。なお、当該丁字路については、U 型バリカーを設置します。	上記のセットバックにより、市道千里丘 1 号線と市道千里丘中央線の交差点 (丁字路) の視野範囲を向上させ、当該丁字路における歩行者・自転車の安全性を向上させました。なお、当該丁字路については、横断防止柵を設置しました。
104	看板、誘導員などを配置し、右折入庫及び右折出庫を禁止します。	看板、誘導員などを配置し、右折入庫及び右折出庫を禁止します。
105	朝の時間帯 (特に通学時間帯) は出口を閉鎖し、入口には誘導員を配置します。	朝の時間帯 (特に通学時間帯) は南側出口を閉鎖し、入口に誘導員を配置します。
106	事業計画地内の駐車場が不足することがないように、約 540 台の駐車場を事業計画地内に設けます。	事業計画地内の駐車場が不足することがないように、533 台の駐車場を事業計画地内に設けました。
107	市立吹田サッカースタジアムの試合日には、課金システムを導入する計画としており、来店車両以外の車両が当駐車場を無断利用することを防止します。	市立吹田サッカースタジアムの試合日には、課金システムを導入する計画としており、来店車両以外の車両が当駐車場を無断利用することを防止します。
108	万博記念公園イベント時やエキスポシティにおける集客日、市立吹田サッカースタジアムの試合前後などにおいては、館内放送などによる渋滞状況の周知を行うなど、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を実施します。	万博記念公園イベント時やエキスポシティにおける集客日、市立吹田サッカースタジアムの試合前後などにおいては、館内放送などによる渋滞状況の周知を行うなど、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を実施します。

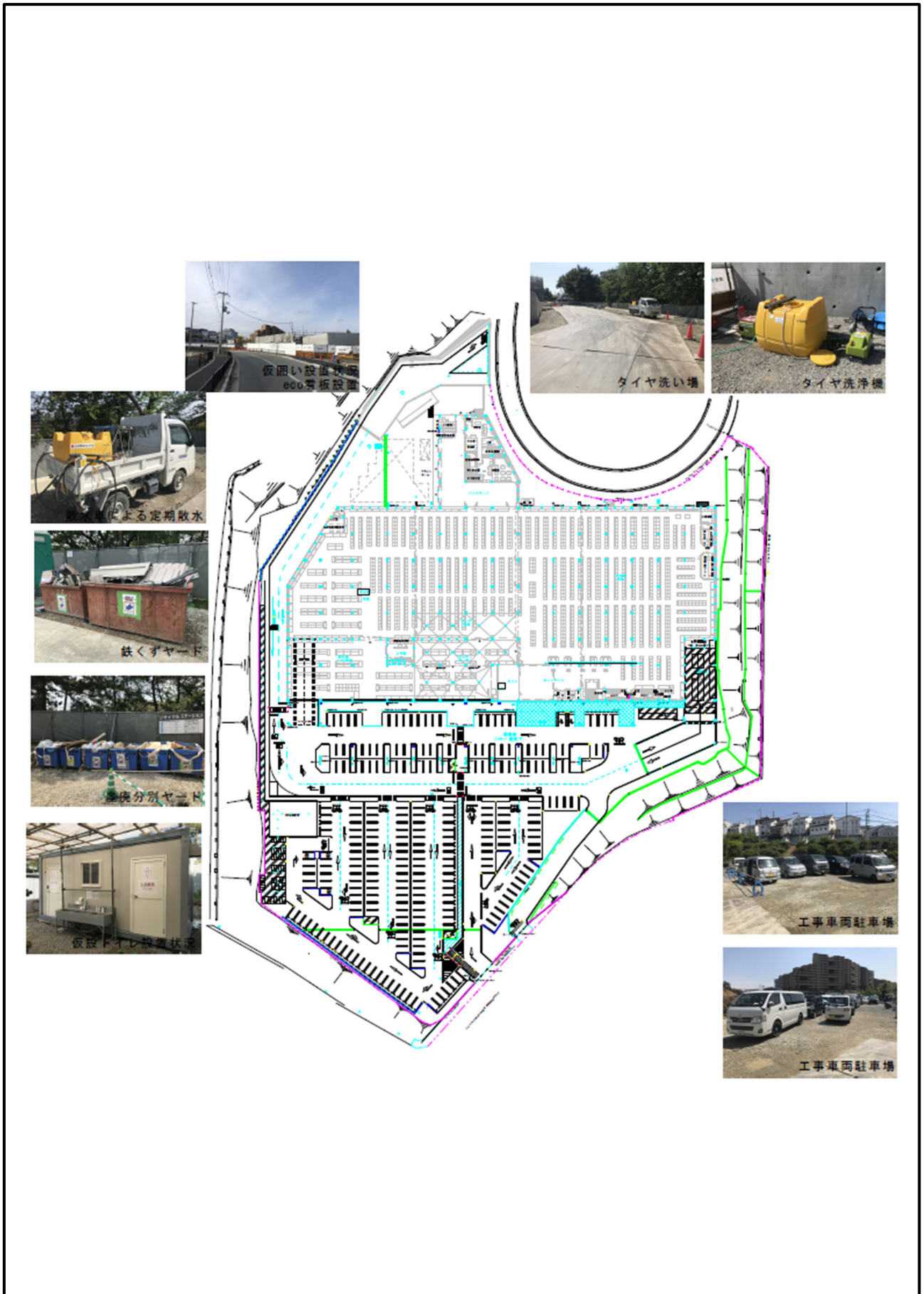


図 7-1 (1) 環境取組実施状況 (1)



道路への土砂、粉塵飛散防止  
タイヤ洗浄



仮囲い養生シート  
騒音計、振動レベル計設置



仮囲いシート設置



仮囲い設置  
養生シート、フラットパネル、  
フェンスバリケード+シート



仮設トイレ設置

図 7-1 (2) 環境取組実施状況 (2)

## 8 委託先の名称等

委託先の名称 : 株式会社CEサポート  
代表者氏名 : 代表取締役 田中 慎  
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市中央区南本町2丁目1番1号